

「奈良市議会政務活動費執行の手引」（宿泊費関係）の改正について

■改正案

現行	改正案
【調査研究費】 4 市外旅費について ① 宿泊費については実費弁償とし、15,500円（朝・夕食代を含む。）を上限とする。	【調査研究費】 4 市外旅費について ① 宿泊費は素泊まりに要する実費を弁償するものとし、上限額は23,800円とする。 ただし、宿泊代金が夕・朝食代を含めた総額となっており、その内訳が不明で差し引くことができない場合に限り、当該総額を実費として弁償する。

※本年4月に遡って適用。同一の規定がある【研修費】も同様に改正。

■上限額の算出根拠

「奈良市議会政務活動費執行の手引」は2008年4月に運用が開始され、以後、複数回の改正が行われているが、宿泊費については当初の段階から15,500円を上限として定められ、それに係る改正はこれまで行われていない。

総務省「消費者物価指数」（2020年基準＝100）によると、宿泊料は2008年＝107、2025年＝164.6で2008年比53.8%の上昇となっていることから、

$$15,500 \times \frac{164.6}{107} \approx 23,843 \text{ 円}$$

と算出され、百円未満を切り捨てて23,800円としている。